

2023 年 5 月 23 日

「LT 会」会報第 23-5 号（総 245 号）

LT グループ

税収徴収管理サービス事項の最適化による企業への影響

国家税務総局は、企業の変更登記や省を跨ぐ移転などに伴う税務管理プロセスを最適化し、企業により一層の利便性・効率性を備えた税務サービスを提供するため、2022 年 12 月 29 日に『一部税収徴収管理サービス事項の最適化に関する通知』（税総徴科発〔2022〕87 号）を公布し、2023 年 4 月 1 日より正式に実行することとした。本会報では、上記通知において提示された 4 つの最適化措置及びその影響について紹介する。

一、4 つの最適化措置及びその影響

最適化措置	主な変更点		影響
	2023 年 4 月 1 日以前	2023 年 4 月 1 日以降	
(1) 変更登記プロセスの簡素化	企業は市場監督部門において法により変更登記を行った後、税務機関に変更登記情報を届け出る必要がある。	市場監督部門において登記変更を行った後、 <u>税務機関は市場監督部門から共有された変更登記情報に基づいて自動的に変更登記を行い、また関連する通知を電子税務局を通じて企業に告知する。</u>	政府部門間でのデータ共有により必要な変更事項が的確に企業に送付されることが確保できるため、 <u>企業による重複報告を減らし、関連業務の効率を高めることができる。</u>
(2) 省を跨ぐ移転に関する税務サービスプロセスの最適化	企業は転出地で税務抹消を行った後、転入先で新たに税務登記を行わなければならない、手続きが複雑となる。	① 転出地： <u>転出地の税務機関は即時に転出手続きを行い、関連情報を転入先の税務機関に送付する。</u> ② 転入先： <u>転入先の主管税務機関は企業情報を受け取った後の 1 営業日以内に専管員¹の配置、税（費）種認定を完了し、企業に対し期限内に納税申告を行うよう指導する。</u>	移転企業の行うべき手続きが大幅に簡素化されると同時に、移転企業は転入先で <u>従来の納税信用等の 7 種類の資格情報²、増値税控除留保税額等の 3 種類の權益情報³を引き続き使用でき、再び申請することなく関連する減税措置を引き続き享受することができる。</u>

¹ 「専管員」とは、税務局の窓口となり納税者を指導する立場にある税務局職員のことをいう。

² 「納税信用等の 7 種類の資格情報」とは、納税者の基礎登記、財務会計制度の届出、納税担当者実名の収集、増値税一般納税者の登記、増値税発票種類の査定、増値税即時徴収・即時還付資格、輸出税金還付（免除）の届出などの情報をいう。

³ 「増値税控除留保税額等の 3 種類の權益情報」とは、移転前の予納税金、企業所得税と個人所得税の未補填の繰越欠損額、未控除の仕入増値税額をいう。

(3) 税源管理 ⁴ 職責の最適化	データ上の統計に限られており、税源に対する総合的な分析と実態把握が欠けている。	各省税務機関はその所在地の税源の特性に応じて階層的な管理責任を最適化し、市・県税務機関の日常業務管理責任を実行させる。	各級税務機関の業務分担を明確にすることにより、企業に便利かつ迅速なサービスを提供できるほか、 <u>税収宣伝、政策送達、データの収集・分析、納税評価などの日常総合管理サービスを通じて、企業の税務リスク意識を効果的に向上させることができる。</u>
(4) 市場監督管理部門との登記業務の連携の強化	市場監督管理部門と税務機関との連動メカニズムが構築されていないため、市場監督管理部門に営業許可証を取り消された企業が依然として存続しているという不合理な現象がある。	①各省税務機関は市場監督管理部門から共有された抹消登記、営業許可証の取り消し、設立登記の取り消しに関する情報に基づき、徴収管理システム ⁵ で自動的にデータ登録を行う。 ②市場監督管理部門での登記抹消をしたものの、税務機関で税務抹消手続きを行っていない企業には、主管税務機関は適時に行うことを通知しなければならない。期限を過ぎても処理しない場合、市場監督管理部門は法により行政処罰を科したり、違法所得を没収したり、法定代表者をブラックリストに掲載することなどを要請することができる。	政府部門間での連携を通じて、営業許可証が取り消されたものの、法による清算義務を履行しないまま市場から退出したいいわゆる「ゾンビ企業」を効果的に排除し、市場の活発化を促すことができる。

二、税収徴収管理動向からみる企業への要求

企業にとって、税収徴収管理プロセスの簡素化や税務サービス効率の向上は大きなメリットとなる。しかし同時に、税務徴収管理モデルの大幅な転換のなかで、企業の財務・税務上の専門能力及び管理能力に対する要求も高まっている。改革によるメリットを最大限に享受し、リスクを回避するため、企業としてはインターネット、ビッグデータプラットフォームを通じて税収徴収管理の動向を把握し、税務に関する事前計画を制定しておく必要がある。

以上

⁴ 「税源管理」とは、税収規模を把握し、税収の流失を防止することを目的とし、科学的かつ規範的な方法を運用し、税源に対してモニタリングと分析を行い、その現状と発展の動向を把握することで、税源への効果的なコントロールが行えるように実施する税収徴収管理の全プロセスを貫く総合的な管理活動をいう。

⁵ 「徴収管理システム」とは、国家税務総局が打ち出した、企業の納税申告、税金納付、税務登記、發票管理、税務調査など一連の税務管理機能を統合するプラットフォームである。